

「ネット上の差別規制へ、大阪府有識者会議が要望事項まとめる」

社団法人 部落解放・人権研究所
事務局長・研究部長 谷川 雅彦

インターネット上で同和地区の地名や所在地情報が流布され続けている問題で大阪府、市町村等をつくる「インターネット差別事象対策推進会議」（以下、対策会議）が国への要望事項をとりまとめた。

1. ネット上の差別は野放し

不動産会社がマンションの用地取得や販売にあたって広告代理店や調査会社から同和地区や同和地区を含む学区の有無や評価について報告を受けていた土地差別事件をふまえて、2011年大阪府は部落差別調査規制条例を土地差別調査行為も対象とするよう改正した。

しかし、一方でインターネット上で依然として同和地区の地名や住所の一覧が自由に閲覧できる状況が放置され続けている。中にはブログやツイッターを通じてこうした情報を執拗に繰り返し書き込み続けている者もいる。同和地区の所在地情報は他の情報と照合することによって個人が特定できる情報である。

2. ネット利用者の人権意識

大阪府が実施した府民調査でも結婚の際に興信所や探偵業者を使って相手の身元調査を行うことに問題ない（「問題なし」「どちらかといえば問題なし」の合計）と考える府民が37.2%、結婚を考える際に相手が同和地区出身者かどうか気になるという府民が29.6%、家を購入したりマンションを借りたりする際に物件が同和地区内にある場合は避ける（「避ける」「どちらかといえば避ける」の合計）という府民が54.9%となっている。

こうした状況の中で安易に同和地区の地名や所在地情報が流布されると結婚差別や土地差別が生じる可能性がある。

実際に、犯罪件数も他と比べて決して多くないのに安全面でのイメージが改善されていない要因が同和地区にあると受け取られる内容の論文を区長公募にあたって提出していたことが問題となっている。この区長は論文作成にあたってインターネット上の書き込みを参考にしたと述べている。

3. プロバイダや国の取り組み

インターネット上の違法・有害情報への対応については、電気通信事業4団体で構成される連絡会が「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」と「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」をとりまとめている。この契約約款モデル条項では差別的な表現や差別を助長する表現を「禁止事項」としている。

しかし、ユーザーの書き込みについて禁止事項に該当するかどうかの判断はそれぞれのプロバイダに委ねられており、どのような書き込みが差別や差別を助長する書き込みに該当するのかが明確でないため削除等の措置を講じられないのが現状である。

4. 契約約款禁止事項に具体事例を盛り込む

そこで対策会議では、モデル条項においてその判断基準（具体的な事例）を盛り込むとともに、すべてのプロバイダがこの禁止事項を契約約款に取り入れるよう国が業界の自主規制に方向性を与えるようなサポートを実施するよう要望していくべきだとまとめた。

【モデル条項での例示（案）】※下線部を追加

（禁止事項）

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

（3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。

（4）前項の差別を助長する行為を例示すると、次のとおりである。

一 同和地区の所在地名や、同和地区の所在地であることが明記された特定の地区の地図等の所在地情報を掲示する行為。

二 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病又は性的指向などを理由に、これらの共通の属性を有する集団や個人に対する排除や攻撃を呼びかける行為。

5. プロバイダ責任制限法の改正を

対策会議がまとめたもう一つの要望は、契約約款に違反する行為について、プロバイダが情報の送信を防止する措置を講じたとしても、損害賠償は生じないことをプロバイダ責任制限法に盛り込み、法規範として明確化すること。

このことは、プロバイダ責任制限法の国会審議において「インターネット上の違法な情報の流通を原因とする名誉毀損等の権利の侵害が増大している現状にかんがみ、特定電気通信役務提供者が違法な情報の削除や発信者情報の開示を迅速かつ適切に行えるよう、運用のあり方等について検討すること」とした付帯決議の趣旨にも合致するものである。

法律の条文においてプロバイダに損害賠償責任が生じないことが明確になることによって違法・有害情報の削除が迅速かつ適切に行われる。

6. 今後の課題

対策会議のとりまとめた要望をふまえ今後、大阪府、市長会、町村長会の三者要望を通じて国への要望を実施することになる。

あわせて、①例示としてあげた具体的なインターネット上の事例やこうした行為が差別や人権侵害を引き起こしている事例を集めること。②電気通信事業4団体で構成する違法情報等対応連絡会に、契約約款禁止事項への具体事例を盛り込むよう働きかけを行うこと。③各プロバイダに対して契約約款の改正を行うよう働きかけを行うこと。④プロバイダと一緒に政府に対してプロバイダ責任制限法の改正を働きかけること。⑤こうした取り組みを被差別マイノリティーやインターネット上の差別書き込みの被害者と一緒になって取り組むこと。⑥大阪の行政や企業、宗教団体などが参加する「人権政策確立要求実行委員会」の取り組みとして実施すること。⑦大阪だけの動きとせず「登録型本人通知制度」の運動のように全国化していくことが重要である。

ネット選挙解禁の動きもありプロバイダ責任制限法のあり方も注目される。インターネット上の差別行為や差別助長行為が社会的に許されないことだという規範をつくりあげるためにこの要望をぜひとも実現したい。